

豊岡市環境経済事業認定要綱

平成24年9月25日豊岡市告示第265号の2

改正 平成24年10月19日豊岡市告示第276号の2

令和3年3月26日豊岡市告示第93号

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊岡市環境経済戦略を推進するため、環境経済事業の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「環境経済事業」とは、利益を追求する事業により環境が改善されるもの（環境創造型農業に認定しているもの及び環境創造型農業に認定し得るものを除く。）をいう。

(認定基準)

第3条 豊岡市が環境経済事業として認定する事業は、市内に事務所を置く事業者が行う環境経済事業のうち、原則として次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 廃棄物処理業
- (2) 市税滞納者（市との協議により計画的に滞納を解消している者を除く。）が実施する事業
- (3) 著しく反社会的な行為を行った事業者又はその関係者が関与する事業
- (4) 近隣住民その他の関係者とのトラブルがある事業者が実施する事業
- (5) 暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員が関与する事業
- (6) 前各号に掲げる事業のほか、認定がふさわしくないと市長が認める事業

(認定の手続き)

第4条 環境経済事業の認定を受けようとする者は、豊岡市環境経済事業認定申込書（様式第1号）に次の書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 市税の滞納がない旨の証明書（様式第2号又はこれに類するもの）
- (2) 事業の説明資料及び写真

2 市長は、前項の規定による申込みの内容を審査し、認定の可否を申込者に通知するものとする。

3 市長は、環境経済事業を認定したときは、事業の名称、認定を受けた者の名称その他必要と認める情報を公表するものとする。

4 環境経済事業の認定を受けた者は、当該認定に係る事業を終了したとき、又は前条各号のいずれかに該当することとなったときは、市長に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第5条 市長は、環境経済事業の認定を受けた者が偽りその他不正の手段により認

定を受けたと認めるときは、認定を取り消すことができる。

2 市長は、環境経済事業の認定後に当該事業が第3条各号のいずれかに該当することとなったとき、又は認定を受けた者が次条の規定による報告に応じないときは、認定を取り消し、又は撤回することができる。

3 前条第3項の規定は、認定を取り消した場合について準用する。

(報告)

第6条 市長は、認定を受けた者に対し、認定事業に関する報告を求めることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成24年10月19日豊岡市告示第276号の2)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和3年3月26日豊岡市告示第93号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。